

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月17日

公益財団法人長野県下水道公社 理事長 小林 透

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

固形塩素剤の単価契約

(2) 契約種類

物件の買入れ

(3) 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 納入場所

小諸市大字大久保 135 小諸浄化管理センター 外 16 箇所

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、1 kg 当たりの単価とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は長野県財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「県規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号）の別表の物件の買入れの入札参加資格を有する者であること、若しくは小諸市、伊那市、大町市、安曇野市、軽井沢町、御代田町、富士見町、飯島町、宮田村、高森町、木曾町、山形村、朝日村、木島平村又は飯綱町いずれかの入札参加資格を有する者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所

郵便番号 380-0837

長野市大字南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター 5 階

公益財団法人長野県下水道公社 技術管理課

電話 026 (232) 2373

4 入札説明会

開催しません。

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年2月20日(月) 午前11時30分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下667番地6 長野県土木センター101、102会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札を認めます。

なお、郵送等により入札書を提出する場合は、令和5年2月17日(金)午後3時までに上記3の場所に到達するように送付してください。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和5年2月13日(月)午前10時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、県規則第126条第2項各号に掲げる担保を提出した場合又は県規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、県規則第126条第2項各号に掲げる担保を提出した場合又は県規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

県規則第129条各号又は入札説明書の11に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 入札に関する質問事項及び回答時期

(1) 質問受付期間 令和5年1月18日(水)～令和5年2月6日(月)まで

(2) 質問方法 電子メールで送付すること。

(3) 提出場所 公益財団法人長野県下水道公社 技術管理課
メールアドレス: honsya@npspc.or.jp

(4) 質問回答期限 令和5年2月9日(木)まで

7 その他

(1) 令和5年4月1日までに小諸市、伊那市、大町市、安曇野市、軽井沢町、御代田町、富士見町、飯島町、宮田村、高森町、木曾町、山形村、朝日村、木島平村又は飯綱町と公益財団法人長野県下水道公社の間で下水道処理施設維持管理業務に係る協定が成立しない場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。